

加齢皮膚医学研究会会則

「総 則」

第1条

本会は、「ジェリアトリック・デルマ(加齢皮膚医学)研究会」と称し、加齢に伴う皮膚病変に関する臨床的・基礎的研究に関心を持ち、本会の目的に賛同する医師、医療・医薬品及びそれらに関連する事業に従事する者及び研究者などをもって組織する。

「目 的」

第2条

本会は、本会の活動を通じて得られる加齢皮膚医学に関する研究の成果を会員が共用する事により、加齢に伴う皮膚の病態・生理の正しい理解とこれに伴う診断・治療法の向上を図る事を目的とする。併せて、得られた所見を広く社会に還元することを目的とする。

「事 業」

第3条

本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1) 研究発表会、症例検討会等の開催
- 2) 研究テーマ別のグループ研究等の実施
- 3) 特別講演会、公開講座等の開催
- 4) 研究会活動の定期的刊行・出版
- 5) その他本会の目的達成に必要な事案

第4条

1. 本会の研究活動を会員に広く周知するために、定期的に活動内容を刊行物にまとめる。
併せて、この出版活動を経て加齢皮膚医学に関心をもつ医師、医療従事者、および研究者等に対し広く啓蒙活動をおこなう。
2. 出版活動をおこなうために編集委員会を設置する。
3. 編集員会は、以下の構成員によりなる。
 - A. 編集委員長 : 1名
 - B. 編集委員 : 若干名
4. 刊行物の投稿規程および出版方法に関しては別途、投稿規定を設ける。

「会 員」

第5条－1

1. 本会では、会員により選出された次の役員をおき、それぞれの任期は5年とする。但し、再選を妨げない。
 - ・ 代表世話人 : 1名
 - ・ 世話人 : 若干名
 - ・ 幹事 : 若干名
 - ・ 監事 : 若干名(2名以上とする)
2. 代表世話人は、本会を代表し、会務を統括する。
3. 世話人は、本会の運営全般にわたって代表世話人を補佐する。
4. 幹事は、会務を分掌するほか、幹事会において本会の運営および運営に関する重要事項を協議する。
5. 監事は、他の役員の業務執行および会計の監査を行う。
6. 役員が何らかの事由により退任した場合、幹事会の議を経て、後任者を選出する。
その任期は、前任者の残任期間とする。

第5条－2

1. 正会員は、本会の目的に賛同する医師、医療従事者、研究者、及びこれらに関連する者とし、賛助会員は、本会の目的に賛同して、その事業を援助する企業(法人)及び企業から派遣された者とする。

「総 会」

第6条

1. 総会は原則として毎年1回、会計年度終了後に幹事会が定める日に開催し、代表世話人が主宰する。
2. 次の事項は、総会において、出席会員の過半数の議決を得なければならない。
 - ・ 会則の改定
 - ・ 会費の改定
 - ・ 役員の選任
 - ・ 会計の承認
 - ・ その他上記に準ずる重要事項

「運 営」

第7条

1. 世話人会は、研究会を円滑なる運営のためのテーマ、演者、更には研究会の方向性等
広く会の運営に対する理念を協議する。
2. 幹事会は、役員により構成し、必要に応じ代表世話人が召集する。何等かの理由により
代表世話人を欠く場合には、予め代表世話人が指名した役員が会を招集する。
3. 幹事会は、世話人の助言を考慮しつつ、次の事項を協議する。幹事会の決議は、出席
者の過半数をもってこれを決する。
 - ・ 総会の開催および付議事項
 - ・ 本会の活動および運営に関する重要事項等
4. 総会は、幹事会の決議を協議し最終決定を行う。

「会 計」

第8条

1. 本会の経費は、会費および寄附、その他の収入により賄う。
2. 会計年度は、毎年4月1日から3月31日までとする。
3. 監事は、会計年度が終了後速やかに会計監査を行い、その結果を総会で報告する。

「入 会」

第9条

1. 入会申し込みは、随時受け付け可能とする。
2. 本会への入会希望者は、所定の用紙に記入の上、事務局へ申し込むものとする。
3. 入会については、世話人会が認定する。

付記:会費は、5,000円とする。但し、賛助法人会員は50,000円とする。

「退 会」

第10条

退会を希望するものは、その旨を代表世話人へ届け出るものとする。

この場合、既納の会費は返却しない。

「事 務 局」

第11条

本会は、運営を円滑に行う為に、事務局を代表世話人の所属する施設に設置する。

住所： 〒545-8585
大阪市阿倍野区旭町1-4-3
大阪公立大学 大学院医学研究科皮膚病態学
電話： 06-6645-3826
FAX: 06-6645-3828
HP: <https://kareihifu.jp/>

「付 則」

1. 本会則は、2006年7月2日より発効する。
2. 第9条の一部会費につき、2021年8月21日改正した。
3. 第5条、第11条の一部につき、2026年8月30日改正した。